USS-SSオートローン契約について ~本書のお客さま控はお客さまへ必ずお渡しください。~

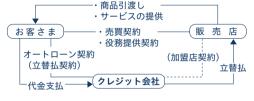
1. 本書面と申込書はよく読みましょう

- 1.本書面とオートローン契約の内容を明らかにした書面(以下「申込書」といいます)をよくお読 みください。
- 2.「申込書」には、オートローン契約についての重要な事項が記載されています。ご不明な点につ いてはクレジット会社である株式会社USSサポートサービス(以下「**クレジット会社**」という) へ直接おたずねください。
- なお、売買契約・役務提供契約(商品やサービスに関すること)については、販売店にお問い合 わせください。
- 3.「申込書」は大切に保管しておいてください。

Ⅱ. オートローンの仕組み

オートローンの仕組みは、お客さまと販売店と の間の売買契約・役務提供契約の代金等の決済 手段として、お客さまの現金支払に代わり、ク レジット会社の立替払制度を利用するもので

1.お客さまが、この仕組みを利用してお買物等 をされるときは、まず、お客さまから立替払 (クレジット) のお申込みを受けた販売店が



- クレジット会社と連絡をとり、クレジット会社がお客さまの審査をさせていただきます。
- 2.クレジット会社がお客さまのお申込みを承諾したときは、お客さまのお買上げの代金は、お客さ まの委託によりクレジット会社が販売店に立替払をいたします。
- 3.お客さまは、お買上げの代金に手数料を加えた額(分割払総額といいます)を、分割払で**クレ** ジット会社にお支払いただきます。

注意

1.契約はお客さま自身のものです。

仮にお客さまが単に名義を貸しただけでも、お客さまに支払の責任があります。どんなに親し い人から頼まれても、他人に名義を貸すのは絶対にやめましょう。

- 2.お支払先はクレジット会社です。
- **クレジット会社**が販売店に集金を依頼することはありませんので、お客さまが販売店にオート ローン代金(頭金を除く)をお支払されてもそのお支払は無効です。
- 3.商品を返品する場合や売買契約等を解除もしくは、取消しするときは必ずクレジット会社にも ご連絡ください。
- 4.お客さまが営業のために又は営業として、商品の購入や役務の提供を受ける場合は、原則とし て割賦販売法の消費者保護規定の適用はありません。ご注意ください。
- 5.お客さまがご住所を変更される場合は、事前にクレジット会社へご連絡ください。
- 6.審査のため、クレジット会社からお客さまの資産状況や販売店の販売方法など割賦販売法で定め る事項について、別途確認させていただく場合があります。ご協力をお願いいたします。
- 7.事務処理等の都合により、初回支払月が繰り下がる場合があります。別途送付されるご利用明 細書等にてお知らせいたしますのでご確認ください。

Ⅲ.商品、役務に問題があるときは・・・

次のような場合は、まず販売店(申込書面に記載されています)へご連絡の上、事態解決の解消 交渉をしてください。

- 1.商品の引渡しや役務の提供をしてくれない。
- 2.商品に欠陥(瑕疵)がある。
- 3.役務の提供内容に問題がある。
- 4.見本・カタログ等と現物・役務内容が違う。 5.商品の販売の条件となっている役務を提供してくれない。
- 6.その他契約内容等について問題がある。

Ⅳ. 販売店との間で問題が解決しないときは・・・

- 1.販売店に連絡がとれなかったり、連絡がとれてもⅢ.の問題が解決しなかったときは、右記の**クレ** ジット会社相談窓口にご連絡ください。
- 2.お客さまは、販売店との間で問題が解決するまでは、**クレジット会社**からの代金請求に対し、

- その支払を停止することができますので、その旨を**クレジット会社**にお申し出ください。(問
- 題の内容によっては、停止できない場合があります。) 3.お申し出の際には、「抗弁等申出書面」にお申し出の内容等をご記入の上、**クレジット会社**あて ご提出いただくようご協力をお願いいたします。同書面の用紙は、**クレジット会社**にご連絡いた だければ、すぐにご送付いたします。

なお、くわしくは、申込書裏面の支払停止の抗弁条項をお読みください。

V. その他の消費者保護規定について(訪問販売、電話勧誘販売によるお申込みの場合)

販売店の店舗以外の場所で売買契約のお申込み又は売買契約の締結をした場合、販売店がオート ローン契約の勧誘にあたって、割賦販売法第35条の3の13第1項各号に掲げる事項について、不実 のことを告げたことにより誤認し、又は割賦販売法第35条の3の13第1項第1号から第5号までに掲 げる事項について、故意に事実を告げなかったことによりその事実がないと誤認してオートローン 契約の申込み又は承諾をしたときは、そのクレジット契約(意思表示)を取消すことができます。 ただし、次の場合には、オートローン契約の取消しはできませんのでご注意ください。 (1)お客さまの方から住居や職場を訪問するよう依頼した場合。

- (2)営業のため又は営業としてお申込みされた場合。
- (3) 販売店がその従業員に対して行う取引の場合。
- (4)道路運送車両法など特定商取引法以外の他の法律によって消費者保護が図られている商品の取引 の場合。
- (5)翌月1回払の場合。
- (6)その他割賦販売法及び特定商取引法の適用を受けない場合。
- (7)追認できる時から1年間取消しを行わない場合又はオートローン契約を締結したときから5年を経過 した場合。

《勧誘方法等確認のお願い》(訪問販売・電話勧誘販売によるお申込みの場合)

オートローン契約のお申込みにあたって、お客さまが不利益を被らないために、売買契約等に係る以 下の内容についてお客さま自らご確認願います。また、訪問販売に該当する場合には、本内容につき まして、割賦販売法に基づき**クレジット会社**から確認させていただきますのでご協力をお願いいたし ます。なお、クレジット会社からの確認時には申込書をお手元にご用意ください。

- 1. お申込みいただく際には、以下の事項をご確認ください。
- (1)お申込みいただく自動車・サービス等は申込書に全て記載されていますか。また、申込書に記載 されていない付帯サービスや約束事項はありませんか。
- (2)お客さまが購入される自動車等の必要とする数量は、ご自身で決められたものですか。
- (3)自動車・サービス等の内容それらの性能・品質、効果・効能について、カタログ、チラシ、パンフレッ ト等に記載されていた内容通りの説明でしたか。また、実現が不確実であるのに、あたかも確実 であるような説明を受けていませんか。
- 2. 販売店による次の行為は、法律で禁止されておりますのでご確認願います。
- (1)勧誘時に嘘をつくこと(不実告知)。
- (2)お客さまにとって不利な事実があっても、わざと言わないこと(事実不告知)。
- (3) 脅迫まがいに契約を迫ること(威迫・困惑)。
- (4)契約をするまで長時間居座ること又は「帰る」との意思表示をしたにもかかわらず契約するまで 帰さないこと(不退去・退去妨害)。
- (5)虚偽・誇大説明をすること。

クレジット会社へのお問い合わせ・ご相談窓口は・・・

株式会社USSサポートサービス お客さま相談室

※お電話はカスタマーセンターにて承ります。

東京都千代田区内神田2丁目12番6号 内神田OSビル5階

電話番号:03-3276-7505

受付時間:9:00~17:30(日祝祭日を除く)

https://www.uss-ss.net

個人情報の取扱いに関するご注意

①お客様が申込みされ、又は契約された事実に関する情報は、与信判断及び与信後の管理のため、株式会社USS サポートサービスが加盟する個人信用情報機関へ登録され、当該機関の加盟会員及び当該機関と提携する他 の個人信用情報機関の加盟会員により利用されます。

②詳細内容は下記の「個人情報の取扱いに関する同意条項」をご確認ください。また、同条項記載の第2条、第4 条について同意されない場合は、同第7条に基づき対応させていただきますので、別途**株式会社USSサポー** トサービスまでお申出ください。

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条(個人情報の取得・保有・利用・提供) (1) 申込者及び連帯保証人予定者(以下総称して「申込者 等」という)は、本契約(本申込みを含む。以下同じ)を含む、申込者は、会社がクレジット事業(クレジットカード、ファ 株式会社USSサポートサービス(以下「会社」という)との 取引の与信判断及び与信後の管理(以下「与信関連業務」 という) のため、以下の情報 (以下これらを総称して「本件 個人情報 という)を、会社が保護措置を講じた上で、以下 の条項により取得・保有・利用することに同意します。①申 込書等に記載された申込者等の氏名、性別、年齢、生年月 日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む、以下同じ)、運転 免許証等の記号番号、eメールアドレス、勤務先とその内 容、家族構成、住居状況、取引を行う目的、連絡先(実家等) 親権者情報等(これらすべての変更情報を含む)②本契約 ページ(https://www.uss-ss.net)でお知らせしておりま に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、支払方 法、支払口座、契約番号、会員番号、有効期限等③本契約に 関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況(4)本契約 に関する申込者等の支払能力を調査するため又は支払途 上における支払能力を調査するため、申込者等が申告した 資産、負債、収入、支出、申込者等が会社に提出した収入証 明書の記載事項並びに会社が取得した、クレジット利用履 歴及び過去の債務の返済状況⑤官報や電話帳等一般に 公開されている情報⑥会社が申込者等に電話等により確 認した情報又は申込者等が会社へお問い合わせ等をされ 録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力の た際に会社が知り得た情報⑦犯罪による収益の移転防止 に関する法律に基づき、会社が申込者等の運転免許証・パ スポート等によって本人確認を行った際に取得した情報 ⑧防犯上録画された映像等の情報⑨電話の録音等の音 声情報(2)申込者等は、会社が与信関連業務及び第2条 籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受け、又は自動車検査証等 公的機関が発行する書類を取得し、当該書類に記載され ている情報を利用することに同意します。(4)申込者等は、 申込者等のいずれかに次の状況が発生した場合、会社が 次の目的のために、戸籍謄本等公的機関が発行する申込 者等の戸籍に関する情報を、取得し利用することに同意し ます。①相続が生じた状況があると会社が判断した場合、 会社が本契約に関して相続発生の事実並びに相続人の有 無及び範囲を確認するため②氏名変更が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して申込者等との同一性を確認するため(5)申込者等は、会社が本 契約に関する与信関連業務の一部又は全部あるいは会社 の事務を、会社の子会社、関連会社又は提携会社等の第三 者に委託する場合に、会社が本件個人情報を当該委託先に提供し、当該委託先が委託目的の範囲内で利用すること こ同意します。(6) 申込者等は、本契約に基づく精算及び 当該売買契約等の履行のため、会社が必要と認める場合、 表記販売店に本件個人情報のうち①、②及び③を提供し、 表記販売店がそれらを利用することに同意します。(7)申 込者等は、本条(1)⑦の本人確認を行うための情報を、会社及び会社の子会社、関連会社又は提携会社との他の取 引における本人確認のために利用することに同意します。 (8) 申込者等は、本契約がオートローン方式による場合に は、会社が本件個人情報(個人信用情報を含まない)を、融 資を行った提携金融機関(詳細はクレジット申込書のお客 新宿ファーストウエスト15階

様控え及び別途送付のお支払明細書に記載)に、当該提携 金融機関における契約の与信判断及び与信後の管理のた め、提供することに同意します。

第2条(個人情報の与信関連業務以外の利用)

クタリングを含む)、保証事業、融資事業、保険事業、集金代 行事業その他これらに付随する事業の次の目的のために、 本件個人情報のうち①②③⑥を利用すること及び勧誘す ることに同意します。(ア) 宣伝物・印刷物の送付又は電話 等による営業案内のため(イ)商品開発・市場調査のため (ウ)新商品情報のお知らせ・関連するアフターサービスの ため(工)会社が委託を受けた事業者の営業に関する宣伝 物・印刷物の送付又は電話等による案内のため

※会社の具体的な事業内容については、会社のホーム

第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

(1)申込者等は、会社が加盟する個人信用情報機関(個人 の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員 に対する当該情報の提供を業とするものをいい、以下「加 盟信用情報機関」という)及び当該機関と提携する個人信 用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に照会し、申 込者等の個人情報(同機関の加盟会員によって登録され る情報、同機関が独自に取得・登録する情報を含む) が登 調査のために限り、会社がそれを利用することに同意しま す。(2) 申込者等は、申込者等に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関するなどに関する。

会社名 項目	株式会社シー・アイ・ シー(CIC)	株式会社日本信用情報機構(JICC)
①本契約に 係る申込み をした事実	会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間	照会日から6ヵ月以内
②本契約に 係る客観的 な取引事実	契約期間中及び契 約終了後5年以内	契約継続中及び契約 終了後5年以内(ただ し債権譲渡の事実に 係る情報については当 該事実の発生日から1 年以内)
③債務の支 払を延滞し た事実	契約期間中及び契 約終了後5年間	契約継続中及び契約 終了後5年以内

上記項目以外に、登録情報に関する苦情を受け調査中で ある旨、本人確認資料の紛失・盗難、与信自粛の申出、その 他の本人申告情報が登録されます。(3) 加盟信用情報機 関及び提携信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話 番号は次のとおりです。また、会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別 途書面により通知し、同意を得るものとします。

【加盟信用情報機関】

※法に基づく指定信用情報機関) フリーダイヤル0120-810-414 https://www.cic.co.jp/

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7

〇株式会社 日本信用情報機構(JICC:貸金業法に基づ ださい。③提携会社又は表記販売店に対して開示を求め

TEL 0570-055-955 https://www.iicc.co.ip/ 〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

【提携信用情報機関】

○全国銀行個人信用情報センター

TEL 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

(4) 本条(3) に記載されている加盟信用情報機関に登録 する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定 するための情報、契約の種類、契約日、契約額、商品名及び その数量等・回数・期間、支払回数、割賦残高、年間請求予定 額、完済予定年月、月々の支払状況及び解約又は完済等の 事実の全部又は一部となります。

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の けた場合でも、会社が申込者に対して送付する請求書等 詳細は、上記の各個人信用情報機関が開設しているホー

ムページをご覧ください。 第4条(個人情報の与信関連業務以外の提供・利用)

(1)申込者は、会社が次の場合に本件個人情報のうち①及 び②を、保護措置を講じた上で、会社の子会社、関連会社 又は提携会社に電磁的データ等で提供し、当該子会社、関 連会社又は提携会社が利用することに同意します。

○会社と「個人情報の提供に関する契約」を締結した会社 の子会社、関連会社又は提携会社が次の目的により本件 個人情報のうち①及び②を利用する場合①子会社、関連 会社又は提携会社の事業における宣伝物・印刷物の送付 又は電話等による営業案内②子会社、関連会社又は提携 会社の事業における市場調査、商品開発③子会社、関連会社又は提携会社が本契約に付帯する会員特典等のサービ

なお、子会社、関連会社又は提携会社については、会社のホームページ (https://www.uss-ss.net) 又は申込書等で

お知らせしております。

(2)本条(1)の個人情報の提供及び利用の期間は、原則と して、契約期間中及び本契約終了日から5年間とします。 なお、提携会社における個人情報の利用期間については、 提携会社にお問い合わせください。(3)申込者は、会社が、 表記販売店の新商品・サービスに関する情報提供・案内等 の目的のために、本件個人情報のうち①及び②を、保護措 置を講じた上で、表記販売店に提供することに同意しま す。(4)本条(3)の個人情報の提供の期間は、原則として、 契約期間中及び本契約終了日から5年間とします。なお、 本条(3)の表記販売店における個人情報の利用期間につ いては、表記販売店にお問い合わせください。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1) 申込者等は、会社及び第3条で記載する個人信用情 報機関並びに第4条で記載する会社の子会社、関連会社 又は提携会社、表記販売店に対して、「個人情報の保護に 関する法律」に定めるところにより自己に関する個人情報 (登録されている自己に関する客観的な取引事実に基づく 個人情報)を開示するよう請求することができます。①会 社、会社の子会社又は関連会社に開示を求める場合には、 末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相 〇株式会社シー・アイ・シー(CIC:割賦販売法及び貸金 談窓口】にご連絡ください。開示請求の手続き(受付窓口 受付方法、必要書類、手数料等)についてお答えします。ま た、開示請求の手続きについては、会社のホームページで もお知らせしています。②個人信用情報機関に開示を求め る場合には、第3条記載の個人信用情報機関にご連絡く

る場合には、提携会社又は表記販売店にご連絡ください。 (2)万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場 合には、会社は、速やかに利用目的の達成に必要な範囲内 で訂正・削除に応じます。

第6条(本同意条項に不同意の場合)

会社は、申込者等が本契約の必要な記載事項(契約書面 で申込者等が記載すべき事項)の記載を希望しない場合 及び本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場 合、本契約をお断りすることがあります。ただし、申込者が 第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に会 社が本契約をお断りすることはありません。

第7条(利用・提供中止の申出)

第2条及び第4条による同意を得た範囲内で会社が申込 者の個人情報を利用・提供している場合であっても、中止 の申出があった場合は、それ以降の会社での利用、他社へ の提供を中止する措置をとります。なお、中止の申出を受 に同封される宣伝物や印刷物については送付中止の申出 はできないものとします。

第8条(個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口)

個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は 削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止についてのお問い合わせ、その他のご意見の申出に関しては、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談 窓口】までお願いします。

第9条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第3条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に 利用されることはありません。

第10条(本同意条項の変更)

本同意条項は、会社所定の方法により、変更できるものと

します。 【個人情報の共同利用について】

会社は、個人情報の保護に関する法律第23条第5項 に基づき、本件個人情報を共同利用できるものとし、 個人情報の共同利用について会社のホームページ (https://www.uss-ss.net) への掲載によって公表するも のとします。

※個人情報統括管理責任者について

会社は、個人情報を厳重に保護する責任者として、個人情 報保護所管部の担当役員を「個人情報統括管理責任者」に 選任しております。

C2023-3

《個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口》

株式会社USSサポートサービス

お客さま相談室 電話番号:03-3276-7505

受付時間:9:00~17:30(日祝祭日を除く) https://www.uss-ss.net

① お客様用 2/4

株式会社USSサポートサービス

〒476-0005 愛知県東海市新宝町507番地の20

U	S	S -8	SS才-	- - - - - - - - - -	ーツで	り申え	込みの	り内	下 販売	吉方法	店舗販売		Connected(MCCS)申込	有	・無	
#1	申込∂	西暦			売買契約	□□お曲込ん	み年月日と同	an 西暦	<u> </u>			Ξ:	ンジンスタート: (プッシュ) (回転キ) / シフト:	(AT)(M	Œ)
	月 E		年	月 日	1		み年月日と別		年		月 日		もの条件となっている 有 → 有の場合	は内容を下欄に	こ記載して	=
	のお申		日は売買契約とオート 2約締結年月日は、後日	・ローン契約のお申									品·権利·役務の有無 # 明細 (いずれかに○印) 無 # ##	は別紙のとおり		#
■ /J =	_		保証人予定者				 び上記の「	個人情報	 の取扱いに関	する	 同意条項」		主な使用目的 1. 日常 2. 商用 3.	 その他()	
	(C)		、本契約を申し	込みます。									, 車 名	新車	・中古車	
	_お	※フリガナ						■性別		2	女	開開	グレード	初年	度登録	
	名							■生年月	月日(西暦)※	年	() _歳 月 日	八人	型式		年	月
	前	■電話 ※									, п	の	車台番号			
お	Н	自宅	•	● ※フリガナ			携帯		<u> </u>	•		自	走行距離		k	m
	ご	₹										動	登録番号			_
	住											車	車体色			
申	l t	■ ※ 配 1.あ	■ 1.自己所有 n 住	4.社宅	7.アパート	住宅ローン・家賃	支払・同(本)	(含む) -にする別居家族含む)	■ 足	■粉	党 込年収		排 気 量			сс
	所	配 1.80 偶 2.な 者	居 2.家族所有	5.賃貸マンション 6.借家	8.寮・間借り	(配偶者含)	: 1	一にする別居家族含む)	住 年 ***	年	万円	Ī	所 有 者 本人 ・ その他()
,-	(1)正社員	■名称 ※	0.旧水	<u> </u>	■所	: <u>^^</u>		**	+	7313	車	面本体価格			
込		2 契約社員 3 自営/役員		()							М	I C C S 取 付			
	L	4 派遣社員 8 パート/	■勤続年数(学年)	年 ■役	識		1.農林漁業 2.公務員	05.サービス業 06.卸・小売業	09.運輸·通信業 10.不動産業	■務(伯	頁金残高 £意記入)	付	属 品			
者	職	アルバイト 10)公務員	■所属	■従	業員	区 0		07.飲食業 08.土木·建築	11.電気・ガス・水	道)	万円	諸	黄 用			
74	業	5)学生	世氏名帯	l				1.同 居	世帯主税込年収	世帯主の月額債務	のクレジット 务	車	「検・整備費用			
		6)専業主婦	主			おと 1.配偶者 申の 2.子 込関 3.親	5.祖父母 9.その他	9.別 居	万円		万円					
		9)年金受給者 11)その他	種 類 1.国民年	F金 2.厚生年金	3.共済年金	2 4.その他	()	年間受	給額 万円					
	本人書	確認 1. 選	運転免許証 2. パス	ポート 3.在留	カード 4. そ	のほか()					
	φļ	以				用金庫・農	協協				支店	1	現金価格合計			
お	ゆうち	外した。				言用組合 ・ 漁 労働金庫 ・ 信》					支 所 出張所	② 頭	現 金(お申込金)			
支	よい	# ■ 預金	らかに○印) /右づめで	\			■口座名義					金	下取車充当額			
払	行	1.普通	2.当座 しご記入くだ	***/			フリガナ				3枚目に	3	残金(円) ①-②			
	φş	銀 ■通	帳記号(新聞)ある給は※側に記入	〈ださい〉■通帳番号	(右づめでご記)	(ください)	l				ご捺印	お	支払期間 年	月 ~	年	月
座	つち よ	₽		*							ください		座振替日 毎月27日	お支払回数	ζ	回
	_		は申込者と同じでも正確に	こご記入ください。貯	蓄預金口座はご利	用になれません。							に口座へのご入金は、振替日の <mark>前日26日まで</mark>	にお願いいたし	ます。	
別紙			リガナ			■性		生年月日(西)	香) 年	月	日 歳	_	ーナス加算月	8月・12月		_
個人	連	名				■電		_			ц ж		算支払金(× 回)		0 0	_
情報の	帯	前		·····································	ガナ		携帯	_		■税込	左 顺		-ナス月の加算額は、各月とも同額と ≚額までとします。	し、かつ加算合	計額は、別	長金
取扱い	保	ご 〒								· ************************************	Σ 11- 4Χ		11回分割支 払 金			
に関す	証	住									万円	第支	5 2 回 以 降 分 割 5 払金(× 回)		0	0
るお知	人	所曇	■ 1.自己所有 住 2.家族所有 区 3.公営公民	ī 4.社宅 ī 5.賃貸マンション	7.アパート (8.寮・間借り (注宅ローン・家賃支払 配偶者含む)	■ 配 1.あり (同 偶 2.なし		込者 ・親 子	・代表	・その他	4	分割払手数料			
らせ」を	予	万1 藪		6.借家		あり(なし) ■所在地〒	者 2.なし \	名/ との	ご関係 ・兄弟姉妹	・友人	()		分割支払金合計③+④			_
お受取	定	ご <u></u>		■役職		■電話	()	■従業員	人(智	 勤続 営業) 年	6	お支払総額②+⑤			_
別紙「個人情報の取扱いに関するお知らせ」をお受取りください	者	職		■ 01.農林漁業 業 02.公務員	05.サービス業 06.卸・小売業	09.運輸·通信業 10.不動産業	●年金の		年 1.国民会 金 3.共済全	F金 2 E金	2.厚生年金	下訂	記は初回に加算請求させて頂きます			
ř		業形態		種 02.公務員 区 03.金融·保険業 分 04.製造業	07.飲食業 08.土木·建築業	11.電気・ガス・2) •	学生 無職 (類 (G.)	所	「有権留保費用(税込)		_

① 契約日から20日以内 月 日までに

下記販売店は、お客様が本契約に基づき記入した情報 (下記の※印項目欄に記載された個人情報)を本契約 の履行に関する利用以外に、新商品・サービスに関する 情報提供・案内のため利用することがあります。

お申込み上のご注意

- ●この契約はお客さまご自身のものです。お申込みの 際は、上記書面及び裏面をよく読んでから十分納得し た上で、太枠線内にお客さまがボールペンで強く自署 してください。名義貸しは絶対にやめましょう。
- ●お申込みいただいた内容について数日中にクレジッ ト会社が確認の電話を差し上げます。
- ●この「お申込み内容」は、①オートローン契約の申 込時に信用調査のための承諾書面となり、②オート ローン契約成立後は割賦販売法第35条の3の8の一 部の規定に基づく書面となりますので、大切に保管し てください。
- ●このお申込みは商品・役務欄に記載された取引の代 金決済のためのものです。記載内容以外の取引や約束 はないことを確認してください。万一、クレジット会社 の関与なくお客さまが記載内容以外の取引や約束を 販売店と結んでもクレジット会社とのオートローン契 約には何の影響も及ぼしません。

売買契約(商品)についてのお問い合わせご相談は下記販売店にご連絡ください。

コード

販売店名・代表者名・住所・電話 条件コード

販売担当者氏名

USS-SSオートローンお申込みの内容

お申込者(以下「私」という)は株式会社USSサポートサービス(以下「会社」という)に対し、以下の条項を承認の上、私が表記販売店(以下「販売店」という)に支払うべき表記の商品若しくは権利又は役務提供契約に基づき提供を受ける表記の役務(以下これらを総称して「商品等」という)の売買契約上の現金価格合計から申込金を除いた額(以下「残金」という)を、会社が私に代わって販売店に立替払することを委託し、会社はこれを受託します。

第1条(立替払契約及び売買契約等の成立時点) (1)立替 払契約は、会社が所定の手続きをもって承諾し、販売店に通知した時をもって成立するものとします。承諾しない場合もその旨販売店に通知されるものとします。この場合、販売店に通知されるものとします。なお、申込時に販売店に支払われた申込金は、立替払契約成立時に頭金に充当されます。(2)私との時に成立するものとしますが、その効力は立替、以下「売買契約等」という。)は、その申込みをし、販売店が、代数売店がのよりによって、の申込みをし、販売店がら入り、大きの場合には、売買契約等も立替払契約が成立した時から発生します。また、立替払契約が成立した時から発生します。また、立替払契約が申込がで、立った場合には、売買契約等も立替払契約が中に遡って成立しなかったものとします。(3)立替払契約が不成立のときば、申込金及び申込書は販売店から私に速やかに返還されるものとします。

第2条(商品等の引渡し) 商品等は、本契約成立後、表記の引渡時期に、販売店より私に引き渡し又は提供されるものとします。

第3条(分割支払金の支払方法) 私は、表記残金に表記分割払手数料を加算した金額(以下)分割支払金合計」という) を、表記支払方法により、表記支払期日までに会社に支払うものとします。

第4条(商品等の所有権留保及びそれに伴う特約) (1)私は、会社の立替代金請求権を担保するため、商品等の所有権が販売店から会社に移転し、私が会社に対し負担する債務が完済されるまで、会社に留保されることを承諾するものとします。(2)私は、会社が所有権を留保している間、次の事項を遵守するものとします。(1)善良なる管理者の注意をもって商品等を管理し、質入、譲渡、賃貸、担保提供その他会社の所有権を侵害する行為をしないこと。(2)商品等の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を会社に連絡するとともに、会社が商品等を所有していることを主張証明して、その排除に努めること。

第5条(商品等の滅失・毀損の場合の責任) 私は、本契約に基づく債務の完済まで商品等が火災、風水害、盗難等により滅失、毀損したときは、速やかに会社に通知するとともに、表記支払方法により債務の履行を継続するものとします。

第6条(期限の利益喪失) (1)私は、次のいずれかの事由に 該当したときは、当然に本契約に基づく債務についての分割 弁済の期限の利益を失い、会社に対して直ちに分割支払金 合計の残全額を一時に支払うものとします。①支払期日に 分割支払金の支払を遅滞し、会社から20日以上の相当の期 間を定めその支払を書面で催告されたにもかかわらず、そ の期間内に支払わなかったとき。2自ら振り出した手形若し くは小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払を停止し たとき。③差押え、仮差押え、仮処分(信用に関しないものを 除く)の申立て、又は保全差押え、若しくは滞納処分を受けた とき。4破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開 始、特別清算開始、特定調停等の裁判上の倒産処理手続の 申立てを受けたとき、若しくは自らこれらを申立てたとき、解 散の決議をしたとき、又は債務整理(任意整理を含む)を開 始したとき。⑤逃亡、失踪し、又は刑事上の訴追を受けたと き。⑥商品等の質入れ、譲渡、賃貸、その他処分行為をしたと き。⑦売買契約等の目的・内容が私にとって営業のためのも のであるなど割賦販売法第35条の3の60第2項に該当する 取引については、私が分割支払金の支払を1回でも遅滞した とき。⑧本契約の申込みに際して虚偽の申告があったとき。 ⑨私又は連帯保証人予定者が第19条(1)各号のいずれか に該当し、若しくは同条(2)各号のいずれかに該当する行為

をし、又は私が同条(1)若しくは(2)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。(2)私は、次のいずれかの事由に該当したときは、会社の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。①本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。②その他私の信用状態が著しく悪化したとき。

第7条(遅延損害金) (1)私が、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで、以下の遅延損害金を支払うものとします。①支払方法が翌月1回払以外の取引については、当該分割支払金に対し年14.6%を乗じた額と分割支払金合計の残金全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。②支払方法が翌月1回払の取引及び第6条(1)⑦の取引については、当該分割支払金に対し年4.6%を乗じた額。(2)私が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで、以下の遅延損害金を支払うものとします。①(1)①の取引については、分割支払金合計の残金全額に対し法定利率を乗じた額。②(1)②の取引については、分割支払金合計の残金全額に対し年14.6%を乗じた額。

第8条(費用等の負担) (1)私は次の費用を負担します。①私が会社に対する分割支払金の支払に要する送金手数料等。②私が分割支払金の支払を遅滞したことにより、会社が再度金融機関に口座振替等の手続をしたとき又は会社が抵した。③私が分割支払金の遅滞等、私の責めに帰すべき事由により、会社が訪問集金をしたときは、1回につき1,100円(税込)。④会社が私又は連帯保証人予定者に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した実費。(2)私は、会社に支力費用について公租公課が課される場合、又は公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。

第9条(公租公課) (1)私は、名義のいかんにかかわらず、商品等の取得、所有、保有、使用及び提供を受ける役務並びにその他契約の締結及び履行等に係る一切の公租公課(消費税等を含む)を負担するものとします。また、契約の途中で公租公課に変更がある場合は、当該公租公課の増額分を負担するものとします。(2)私は、会社が商品等を引き取ったことにより会社から支払を受ける消費税がある場合には、その消費税相当額を会社が私の債務の内金弁済として任意に充当することに同意するものとします。

第10条(商品等の引取り及び評価充当) (1)私は、分割支払金の支払を1回でも遅滞し、又は期限の利益を喪失し、会社より商品等の一時預りを要求されたときは、直ちに商品等を会社又は会社の指定する者に引き渡すものとします。(2)会社は、私が期限の利益を喪失したときは、当該商品等を引き取り、転売することができるものとします。この場合、会社は客観的にみて相当な価格をもって本契約に基づく債務及び当該商品等の引取り、保管、査定、換価に要する費用の弁済に充当することができるものとし、私はこれに異議を申し立てないものとします。ただし、過不足が生じたときは、私と会社との間で直ちに清算するものとします。

第11条(見本、カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等) 私は、見本カタログ等により申込みをした場合において、引き渡された商品等が見本・カタログ等と相違している場合は、販売店に商品等の交換を申し出るか、又は売買契約等を解除することができるものとします。なお、売買契約等を解除した場合は、私は、速やかに会社に対しその旨を通知するものとします。

第12条(支払停止の抗弁) (1)私は、次の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品等について、会社に対する支払を停止することができるものとします。①商品等の引渡しがなされないこと。②商品等に破損、汚損、故障その他の瑕疵があること。③その他商品等の販売について、販売店に対して生じている事由があること。(2)会社は、私が(1)の支払の停止を行う旨を会社に申し出たときは、直ちに所要の手続をとるものとします。(3)私は、(2)の申出をするときは、あらかじめ上記の事由の解消の

ため販売店と交渉を行うよう努めるものとします。(4)私は、 (2)の申出をしたときは、速やかに上記の事由を記載した書 面(資料がある場合は資料を添付したもの)を会社に提出す るよう努めるものとします。また、会社が上記の事由につい て調査する必要があるときは、私はその調査に協力するもの とします。(5)私は、(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに 該当するときは、支払を停止することはできないものとしま す。①支払方法が翌月1回払のとき。②割賦販売法の定める 指定権利でないとき。③売買契約等の目的・内容が私にとっ て営業のためのものであるなど割賦販売法第35条の3の60 第2項に該当するとき。4表記支払総額が4万円に満たない とき。⑤私による支払の停止が信義に反すると認められると き。⑥(1)①~③の事由が私の責に帰すべきとき。⑦その他 割賦販売法の適用を受けない取引であるとき。(6)私は、支 払停止の抗弁事由が解消された場合、解消日以降会社に対 して本契約条項第3条に定められた支払方法、支払期日に基 づいて分割支払金を支払うものとします。

第13条(早期完済の場合の特約) 私が当初の契約のとおりに分割支払金の支払を履行しかつ、約定支払期間の中途で残全額を一括して支払ったときは、私は、78分法又はそれに準ずる会社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち、会社所定の割合による金額の払戻しを会社に請求できるものとします。

※早期完済の計算方法

分割払手数料額に78分法を乗じて算出した金額を、期限未到来の分割払手数料額とみなし、残額から期限未到来の分割払い手数料額を差し引いた金額を早期完済時の支払うべき金額とします。なお、早期完済の際、手数料としてあらかじめ会社が別途定めた事務手数料を申し受けます。

第14条(債権譲渡) (1)私は、会社が必要と認めた場合、会社が本契約に基づく債権並びにこれに付帯する一切の権利を第三者に担保に差し入れ又は譲渡すること(信託の設定による担保差し入れ又は譲渡を含む)、及び会社が譲渡した債権を再び譲り受けることを承諾するものとします。この場合私に対する通知は省略するものとします。(2)前項の債権譲渡をした場合においても譲受人(以下、本条においては、日に、受託者を含む)は、会社に集金事務終了の通知をするまでは、私は会社に本契約上の債務を契約条項に従い弁済するものとします。譲受人から私に対し上記通知がなされたときは、私は当該通知に従って弁済するものとし、本契約に定める方法による弁済を停止するものとします。

第15条(連帯保証人予定者) (1)連帯保証人予定者は、本 契約成立後に連帯保証人となり、本契約から生ずる債務(以 下「主たる債務」という)を保証し、私と連帯して履行する責 任を負うものとします。(2)連帯保証人予定者は、私又は連帯 保証人予定者が差し入れた担保、保証人について、会社の 都合によって、担保又は他の保証を変更、解除、放棄、処分、 返還されても、連帯保証人の責任に変動を生じないことに 異議ないものとします。(3)連帯保証人予定者は、保証債務 を履行した場合、私の会社に対する債務が完済されるまで、 代位によって会社から取得した権利を行使しないものとし ます。(4)私は、次の事項にかかる情報を連帯保証人予定者 に提供していること、及び提供した情報が真実、正確であり、 かつ不足がないことを、会社に対して表明及び保証します。 ①私の財産及び収支の状況、②主たる債務以外に負担して いる私の債務の有無並びにその額及び履行状況、③主たる 債務の担保として他に提供し、または提供しようとするもの があるときは、その旨及びその内容(5)連帯保証人予定者は、 会社に対し、本契約締結までに私から(4)各号の事項にかか る情報提供を受けたことを表明及び保証します。(6)会社が 連帯保証人予定者のいずれか一人に対して履行の請求を したときは、私及び他の連帯保証人予定者に対しても、この 履行の請求の効力が生ずるものとします。(7)私は、会社が 連帯保証人予定者に対して、私の会社に対する債務の履行 状況を開示することをあらかじめ承諾します。

第16条(住所の変更) (1)私及び連帯保証人予定者は、会社に届け出た住所を変更した場合は、遅滞なく書面をもって

会社に通知するものとします。(2)私及び連帯保証人予定者は、(1)の通知を怠った場合、会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし(1)の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。(3)私は、住所の変更により、表記支払方法による履行が困難となるときは、会社と事前に協議の上、他の支払方法に変更するものとします。

第17条(合意管轄裁判所) 私及び連帯保証人予定者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、私及び連帯保証人予定者の住所地、購入地又は契約地、及び会社の本店、各支店、各営業所、又は各センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第18条(調査、住民票の取得・利用) (1)私及び連帯保証人予定者は、本申込に係る審査のため、又は債権管理のために、会社が必要と認めた場合には、私及び連帯保証人予定者の住民票を会社が取得し利用することに同意するものとします。なお、私及び連帯保証人予定者は、会社が住民票取得に際し、私及び連帯保証人予定者との契約書の写し、会社の債権状況を証する資料、その他交付条件とされた資料を行政機関に提出することに異議ないものとします。(2)私及び連帯保証人予定者は、その財産、収入及び信用等を会社又は会社の委託する者が調査しても、何ら異議ないものとします。

第19条(反社会的勢力の排除) (1)私は、私及び連帯保証 人予定者が現在、次の各号のいずれにも該当しないことを 表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたし ます。①暴力団②暴力団員及び暴力団員でなくなった時か ら5年を経過しない者③暴力団準構成員④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団 等⑥前各号の共生者⑦その他前各号に準ずる者(2)私は 私及び連帯保証人予定者が自ら又は第三者を利用して次 の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。① 暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会社の信用 を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為(5)その他前各号 に準ずる行為(3)私又は連帯保証人予定者が(1)に該当し 若しくは(2)各号のいずれかに該当する行為をし、又は私が 〔1〕若しくは(2)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申 告をしたことが判明し、会社が本契約を継続することが不適 切であると判断した場合には、会社は本契約を解除すること ができるものとします。

【お問い合わせ・相談窓口等】

①売買契約等(商品等)についてのお問い合わせ、ご相談は 表記販売店にご連絡ください。

②本契約(お支払)についてのお問い合わせ、ご相談については、下記クレジット会社におたずねください。

株式会社USSサポートサービス

お客さま相談室

東京都千代田区内神田2丁目12番6号 内神田OSビル5階 電話番号:03-3276-7505 受付時間:9:00 ~ 17:30(日祝祭日を除く)

① お客様用4/4

	<u></u>	<u></u>	c c +	L 17	~ , ‡7] 公 書			n				<u> </u>		J/88555	.\ ++ , 3			. 42	
U	J	3	-SSオー	- L П .	一ノ笑	でいる			販売	力法	店舗販売				ed(MCCS				·無	
お	申込∂	ム 西	i暦		売買契約	□ お申込み年月	日と同日	西暦				エンジ	シンスク	7-1	: プッシュ	川 四 転	<u>F-)/</u>	シフト: 	(AL)	.MI
	月日		年	月 日		□ お申込み年月	日と別日■	→	年	月	日		条件と ・権利・名			13-7-001				有
			年月日は売買契約とオート Jの契約締結年月日は、後l										ずれか			明和	細は別紙	のとおり		無
	đ	ò	申 込 番 5	를									主な使用	目的	1. 日常 2.	商用 3	. その他)
H		※フリ	ガナ					■性別※	1.男	2.女	7	⊦	車	名					・中古	
Ш	お							■生年月日(()歳	聘	グレ-					初年	度登	
Ш	名								年	Į.	月 日	^	型	式					年	月
Ш	前	■電記 自宅		•		携	带	•		•		4	車台							
契	ات	┱	-	※フリガナ								1 €₩ -	走行员							km
Ш												l as ⊦	登録	色						
Ш	住	- w		4 41 🖶	7 - 2 1 1 1 1	·	_ (+ \\ +\)				64 de 54 VI de 189	1 1		量						сс
l l	ᇑ	■ ※ 配 偶	■ 1.自己所有 1.あり 住 居 2.家族所有	4.社宅 5.賃貸マンション	7.アパート 住 8.寮・間借り		同(本人含む) 居(生計を一にする別) 人	居家族会む) 居 住		■こ契約	約者税込年収	所		者	本人・・	その他()
約		者	2.なし 区 分 3.公営公団 員 ■名称 ※	6.借家		あり、なし	数	人数	年		万円			大 亿			$\overline{\top}$			
Ш	k	2 契約	社員									<u> </u>		- F		-	+ :		- :	-
Ш		3 自営 4 派遣	/仗員 社員 ■勤続年数(学年)	(■役耳	<u>)</u> 哉	■ 01.農林湯	魚業 05.サ	ービス業 (09.運輸・通信業	■預金羽		付		- <i>3</i> 属	品		+ :			-
者	職	8)パーアルバ	71	年	業員	業 02.公務員 種 03.金融・	保険業 07.飲	(食業 1	10.不動産業 11.電気・ガス・水道	(任意		諸		費	用		+ :			-
-			世氏名		ΙΞ	人 分 04.製造業 ごと 1.配偶者 4.兄	学体性	###	12.その他(帯主税込年収 □) 帯主のク	レジット		給 ・				+			-
Ш	-	5.学生 6.専業			契 約 名		父母 0	司居 一	万円	額債務	万円	_	i.	<u>1E</u>	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		+ :		- :-	-
Ш		9 年金受11 その		F金 2.厚生年金		4.その他('			F間受給額							+ :			-
Ш	本人書	確認	 1. 運転免許証 2. パス	ポート 3.在留	カード 4. その	ほか()									
П	φī	시 기				金庫・農協					支 店	① 現	1 金	価	格 合 計					
お		ルロ				月組合 ・ 漁 協 動金庫 ・ 信漁連					支 所 出張所	<u>2</u> Đ	見金	(お	申込金)					-
支	よ	跳口	預金種目 ■口座番 (どちらかに○印) (右づめで	۱ ا			座名義人					頭金	下 取	車	充 当 額					
払	行	幾 1	.普通 2.当座	さい/			ガナ				3枚目に	3 7	浅金(円)	1)-(2)			:		
	ゆう	眼	■通帳記号(6相がある場合は※欄にて記)	(〈だい) ■通帳番号	(右づめでご記入く	ださい)					ご 捺 印 ください	おき	支 払	期	間	年	月~		年	月
座	ち ょ1	╒║╎		<u> </u>							1,200		振替	-	毎月27			払回数		回
닏			者名は契約者と同じでも正確 (こご記入ください。貯	蓄預金口座はご利用										は、振替日の前加算月	1		いいたし 3・12月		
別紙		ا ده ا	※フリガナ			■性別 1.男 2.	女	月日(西暦)	年	月	日 歳	<u> </u>	- ノ [支払				O/-	1-127	0 0	<u> </u>
個人情	連	名				■電話 自	宅 滞	-	-						類は、各月と	も同額と		 >加算合		
報の取	1 1		〒	※フリ	ガナ		, 115		I	■税込年	収		までと			;		-:	:	-
扱いに	帯	_	'												支払金 祭分割		+ .	-		
関するか	保	住	■ □ 1.自己所有	4.社宅	7.アパート : 住宅	ローン・家賃支払 ■		<u>+</u> 、■※	・夫 婦 ・	親戚	万円・知 人				降 分 割 回)		 		0	0
知ら		所	■ 1.自己所存 住 居 2.家族所存 年 夕 3.公営公団	う 5.賃貸マンション		ローン・家賃支払 ■ 引偶者含む) 配 1. あり(なし) 者 2.	あり (同居人数 なし (名	×\ご契約者	者 ・親 子 ・ 係 ・兄弟姉妹・	代表	・その他 ()	_			手数料		_			
とをお	証	-	■名称			■所在地〒						-			計3+4		+			
別紙「個人情報の取扱いに関するお知らせ」をお受取りください	ارا	職	■所属	■役職	0.5 11	■電話	●年全の2)	■従業員	■勤級 人(営業					類②+⑤		<u> </u>			<u> </u>
くださ	$ \hat{\ } $	業	■ 就業 搬	■ 01.農林漁業 業 02.公務員 区 03.金融・保険業 分 04.製造業	06.卸·小売業 07.飲食業	10.不動産業 11.電気・ガス・水道	●年金のみ - ●年金+その () ●学生	年 1.国民年3 金 3.共済年3 の 4.その他 種類 (± 2.厚	生年金				『請求させて 佐 弗 田			: 1	:	
い	ıl	ויייו	態	分 04.製造業	08.土木·建築業		●主婦	●無職	類 (기	וליז ן	1月 1催	田	保費用	、 作用 と	١ د	- 1		

株式会社USSサポートサービス

〒476-0005 愛知県東海市新宝町507番地の20

* 納 亩	① 契	約日から2	0日以内	
	(2)	年	月	日までに

下記販売店は、お客様が本契約に基づき記入した情報 (下記の※印項目欄に記載された個人情報)を本契約 の履行に関する利用以外に、新商品・サービスに関する 情報提供・案内のため利用することがあります。

私及び連帯保証人は、「USS-SSオートローン契約条 項」及び上記の「個人情報の取扱いに関する同意条 項」に同意の上、本契約を申し込みます。

契約者署名欄 ※法人の場合は代表者印を押印

連帯保証人署名欄

信販会社からお客様への電話確認希望日 ※申込書記入日以外を希望される場合にご記入ください。

> 年 月

日

時頃

その他販売店からの連絡事項

売買契約(商品)についてのお問い合わせご相談は下記販売店にご連絡ください。

コード	
-----	--

販売店名・代表者名・住所・電話 AHコード

販売担当者氏名

②クレジット会社用 クレジット会社にご提出ください。(販売店経由)

USS-SSオートローン契約条項

契約者(以下「私」という)は株式会社USSサポートサービス(以下「会社」という)に対し、 以下の条項を承認の上、私が表記販売店(以下「販売店」という)に支払うべき表記の商 品若しくは権利又は役務提供契約に基づき提供を受ける表記の役務(以下これらを総 金という)を、会社が私に代わって販売店に立替払することを委託し、会社はこれを受託します。 記します。

第1条(立替払契約及び売買契約等の成立時点) (1)立替払契約は、会社が所定の手 続きをもって承諾し、販売店に通知した時をもって成立するものとします。承諾しない 場合もその旨販売店に通知されるものとします。この場合、販売店から私にその旨か 通知されるものとします。なお、申込時に販売店に支払われた申込金は、立替払契約成 立時に頭金に充当されます。(2)私と販売店との売買契約・役務提供契約(以下「売買契 約等」という。)は、その申込みをし、販売店がこれを承諾した時に成立するものとします その効力は立替払契約が成立した時から発生します。また、立替払契約が不成立と なった場合には、売買契約等も立替払契約の申込時に遡って成立しなかったものとし ます。(3)立替払契約が不成立のときは、申込金及び申込書は販売店から私に速やかに 返還されるものとします。

第2条(商品等の引渡し) 商品等は、本契約成立後、表記の引渡時期に、販売店より私

に引き渡し又は提供されるものとします。 第3条(分割支払金の支払方法) 私は、表記残金に表記分割払手数料を加算した金 額(以下「分割支払金合計」という)を、表記支払方法により、表記支払期日までに会社に

第4条(商品等の所有権留保及びそれに伴う特約) (1)私は、会社の立替代金請求権 を担保するため、商品等の所有権が販売店から会社に移転し、私が会社に対し負担する債務が完済されるまで、会社に留保されることを承諾するものとします。(2)私は、会 社が所有権を留保している間、次の事項を遵守するものとします。①善良なる管理者 の注意をもって商品等を管理し、質入、譲渡、賃貸、担保提供その他会社の所有権を侵 害する行為をしないこと。②商品等の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場 速やかにその旨を会社に連絡するとともに、会社が商品等を所有していることを主 これに ア その排除に 怒める こと

第5条 (商品等の滅失・毀損の場合の責任) 私は、本契約に基づく債務の完済まで商 品等が火災、風水害、盗難等により滅失、毀損したときは、速やかに会社に通知するとと もに、表記支払方法により債務の履行を継続するものとします。

第6条(期限の利益喪失) (1)私は、次のいずれかの事中に該当したときは、当然に本 契約に基づく債務についての分割弁済の期限の利益を失い、会社に対して直ちに分割 支払金合計の残全額を一時に支払うものとします。①支払期日に分割支払金の支払を 遅滞し、会社から20日以上の相当の期間を定めその支払を書面で催告されたにもかか わらず、その期間内に支払わなかったとき。②自ら振り出した手形若しくは小切手が不 渡りになったとき、又は一般の支払を停止したとき。③差押え、仮差押え、仮処分(信用 に関しないものを除く)の申立て、又は保全差押え、若しくは滞納処分を受けたとき。④ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特定調停等の裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき、若しくは自らこれらを申立てたとき、解散 利工の制度が遅れます。 の決議をしたとき、又は債務整理(任意整理を含む)を開始したとき。⑤逃亡、失踪し、又 は刑事上の訴追を受けたとき。⑥商品等の質入れ、譲渡、賃貸、その他処分行為をした とき。②売買契約等の目的、内容が払ことって営業のためのものであるなど割譲販売法。 第35条の3060第2項に該当する取引については、私が分割支払金の支払を1回でも遅 滞したとき。⑧本契約の申込みに際して虚偽の申告があったとき。⑨私又は連帯保証人 が第19条(1)各号のいずれかに該当し、若しくは同条(2)各号のいずれかに該当する行 為をし、又は私が同条(1)若しくは(2)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告を したことが判明したとき。(2) 私は、次のいずれかの事由に該当したときは、会社の請求 により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものと します。①本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。②そ の他私の信用状態が著しく悪化したとき。

第7条(遅延損害金) (1)私が、分割支払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌 日から支払日に至るまで、以下の遅延損害金を支払うものとします。①支払方法が翌月 1回払以外の取引については、当該分割支払金に対し年14.6%を乗じた額と分割支払金 合計の残金全額に対し法定利率を乗じた額のいずれか低い額。②支払方法が翌月1回 日前の次金主機に対しが企べます。 北の取引及び第6条(1)(⑦の取引については、当該分割支払金に対し年14.6%を乗じた 額、(2)私が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日 に至るまで、以下の遅延損害金を支払うものとします。①(1)①の取引については、分割 支払金合計の残金全額に対し法定利率を乗じた額。②(1)②の取引については、分割支 計の残金全額に対し年14.6%を乗じた額。

第**8条(費用等の負担)**(1)私は次の費用を負担します。①私が会社に対する分割支 払金の支払に要する送金手数料等。②私が分割支払金の支払を遅滞したことにより 会社が再度金融機関に口座振替等の手続をしたとき又は会社が私に振込用紙を送付 したときは、各手続1回につき330円(税込)。③私が分割支払金の遅滞等、私の責めに帰 すべき事由により、会社が訪問集金をしたときは、1回につき1,100円 (税込)。④会社が 私又は連帯保証人に対し書面による催告をしたときは、当該催告に要した実費。(2) 私 は、会社に支払う費用について公租公課が課される場合、又は公租公課(消費税等を含 む) が変更される場合は、当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとしま

え。 第9条(公租公課) (1)私は、名義のいかんにかかわらず、商品等の取得、所有、保有、使 用及び提供を受ける役務並びにその他契約の締結及び履行等に係る一切の公和公課 (消費税等を含む)を負担するものとします。また、契約の途中で公租公課に変更がある 場合は、当該公租公課の増額分を負担するものとします。(2)私は、会社が商品等を引き 取ったことにより会社から支払を受ける消費税がある場合には、その消費税相当額を 会社が私の債務の内金弁済として任意に充当することに同意するものとします。

第10条 (商品等の引取り及び評価充当) (1) 私は、分割支払金の支払を1回でも遅滞 し、又は期限の利益を喪失し、会社より商品等の一時預りを要求されたときは、直ちに商品等を会社又は会社の指定する者に引き渡すものとします。(2)会社は、私が期限の利 益を喪失したときは、当該商品等を引き取り、転売することができるものとします。この 場合、会社は客観的にみて相当な価格をもって本契約に基づく債務及び当該商品等の 引取り、保管、査定、換価に要する費用の弁済に充当することができるものとし、私はこれに異議を申し立てないものとします。ただし、過不足が生じたときは、私と会社との間 で直ちに清質するものとします。

第11条(見本、カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等) 私は、見本カタロ ク等により申込みをした場合において、引き渡された商品等が見本・カタログ等と相違している場合は、販売店に商品等の交換を申し出るか、又は売買契約等を解除すること ができるものとします。なお、売買契約等を解除した場合は、私は、速やかに会社に対し

第12条(支払停止の抗弁) (1)私は、次の事由が存するときは、その事由が解消される までの間、当該事由の存する商品等について、会社に対する支払を停止することができ

るものとします。①商品等の引渡しがなされないこと。②商品等に破損、汚損、故障その 他の瑕疵があること。③その他商品等の販売について、販売店に対して生じている事由 があること。(2)会社は、私が(1)の支払の停止を行う旨を会社に申し出たときは、直ちに 所要の手続をとるものとします。(3)私は、(2)の申出をするときは、あらかじめ上記の事 由の解消のため販売店と交渉を行うよう努めるものとします。(4) 私は、(2) の申出をし たときは、速やかに上記の事由を記載した書面(資料がある場合は資料を添付したも の)を会社に提出するよう努めるものとします。また、会社が上記の事由について調査す る必要があるときは、私はその調査に協力するものとします。(5)私は、(1)の規定にかか わらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。 ①支払方法が翌月1回払のとき。②割賦販売法の定める指定権利でないとき。③売買契約等の目的・内容が私にとって営業のためのものであるなど割賦販売法第35条の3の 60第2項(「該当するとき、④表記支払総額が4万円に満たないとき。⑤私による支払の停止が信義に反すると認められるとき。⑥(1)①~③の事由が私の責に帰すべきとき。 ⑦その他割賦販売法の適用を受けない取引であるとき。(6)私は、支払停止の抗弁事由 が解消された場合、解消日以降会社に対して本契約条項第3条に定められた支払方法、 支払期日に基づいて分割支払金を支払うものとします。

第13条(早期完済の場合の特約) 私が当初の契約のとおりに分割支払金の支払を履 、かつ、約定支払期間の中途で残全額を一括して支払ったときは、私は、78分法又 はそれに準ずる会社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料の うち、会社所定の割合による金額の払戻しを会社に請求できるものとします。 ※早期完済の計算方法

分割払手数料額に78分法を乗じて算出した金額を、期限未到来の分割払手数料額と がある子数を持続になりがなる来りと昇山のに並振さ、初版大利木の分割が子数や研究 かなし、残額から期限未到来の分割払い手数料額を差し引いた金額を早期売済時の支 払うべき金額とします。なお、早期完済の際、手数料としてあらかじめ会社が別途定め た事務手数料を申し受けます。

第14条(債権譲渡) (1)私は、会社が必要と認めた場合、会社が本契約に基づく債権 並びにこれに付帯する一切の権利を第三者に担保に差し入れ又は譲渡すること(信託 の設定による担保差し入れ又は譲渡を含む)、及び会社が譲渡した債権を再び譲り受 けることを承諾するものとします。この場合、私に対する通知は省略するものとします。 (2)前項の債権譲渡をした場合においても譲受人(以下、本条においては信託の受託者を含む)は、会社に集金事務を委託するものとし、譲受人から私に対し集金事務終了の 通知をするまでは、私は会社に本契約上の債務を契約条項に従い弁済するものとしま す。譲受人から私に対し上記通知がなされたときは、私は当該通知に従って弁済するも

ッ。歌文人がからい人のとは一般が多されたことは、私は当まの地域により、デバッタのとし、本実別に定める方法による弁済を停止するものとします。 第15条(連帯保証人) (1)連帯保証人は、本契約成立後に連帯保証人となり、本契約から生する債務(以下「主たる債務」という)を保証し、私と連帯して履行する責任を負うものとします。(2)連帯保証人は、私又は連帯保証人が差し入れた担保、保証人につ いて、会社の都合によって、担保又は他の保証を変更、解除、放棄、処分、返還されても、 連帯保証人の責任に変動を生じないことに異議ないものとします。(3) 連帯保証人は、 保証債務を履行した場合、私の会社に対する債務が完済されるまで、代位によって会 社から取得した権利を行使しないものとします。(4) 私は、次の事項にかかる情報を連 帯保証人に提供していること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ不足がないことを、会社に対して表明及び保証します。(公成別産及び収支の状況、②主たる債務の 以外に負担している私の債務の有無並び、私の別産及び収支の状況、③主たる債務の担 保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容 (5)連帯保証した。会社に対し、本契約締結までに私が3(4)各号の事項にかかる情報 提供を受けたことを表明及び保証します。(6)会社が連帯保証人のいずれかー人に対 して履行の請求をしたときは、私及び他の連帯保証人に対しても、の履行の請求の効 カが生ずるものとします。(7)私は、会社が連帯保証人に対して、私の会社に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

第16条(住所の変更) (1)私及び連帯保証人は、会社に届け出た住所を変更した場合 は、遅滞なく書面をもって会社に通知するものとします。(2) 私及び連帯保証人は、(1) の通知を怠った場合、会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、 会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし (1)の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りでは ないものとします。(3)私は、住所の変更により、表記支払方法による履行が困難となる

ときは、会社と事前に協議の上、他の支払方法に変更するものとします。 第17条(合意管籍裁判所) 私及び連帯保証人は、本契約について紛争が生じた場合、 訴額のいかんにかかわらず、私及び連帯保証人の住所地、購入地又は契約地、及び会 社の本店、各支店、各営業所、又は各センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所 たでは裁判所とすることに同意するものとします。

を自納象付別による定に回過ぎるものとしなる。 第18条(調査・住民票の取得・利用)(1)私及び連帯保証人は、本申込に係る審査のため、又は債権管理のために、会社が必要と認めた場合には、私及び連帯保存に入事を会社が取得し利用することに同意するものとします。なお、私及び連帯保存証人 会社が住民票取得に際し、私及び連帯保証人との契約書の写し、会社の債権状況を証 する資料、その他交付条件とされた資料を行政機関に提出することに異議ないものと します。(2)私及び連帯保証人は、その財産、収入及び信用等を会社又は会社の委託す る者が調査しても、何ら異議ないものとします。

第19条 (反社会的勢力の排除) (1) 私は、私及び連帯保証人が現在、次の各号のい ずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。①暴力団②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者③暴 力団準構成員④暴力団関係企業⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴 力集団等⑥前各号の共生者⑦その他前各号に準ずる者 (2) 私は、私及び連帯保証人 が自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確認いたします。(小黒人) かないことを確認いたします。(小黒人) かないことを確認いたします。(小黒人) かないことを確認した。 的な言動をし、又は暴力を用いる行為4風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて 会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為(5)その他前各号に準ずる行為 (3) 私又は連帯保証人が(1)に該当し若しくは(2) 各号のいずれかに該当する行為を し、又は私が(1)若しくは(2)の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたこと が判明し、会社が本契約を継続することが不適切であると判断した場合には、会社は 本契約を解除することができるものとします。

【個人情報の取扱いに関する同意条項】 第1条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

第1案(個人情報の収修・採有・利用・途快)
(1) 申込者及び連帯保証人予定者(以下総称して「申込者等」という)は、本契約(本申込みを含む。以下同じ)を含む株式会社USSサ(以下「与任文人(以下「会社」という)との取引の与信判断及び与信後の管理(以下「与信関連業別・いう)のため、以下の情報(以下これらを総称して「本件個人情報」という)を会社が保護措置を書じた上で、以下の条項により取得・保有・利用することに、日本とは、「本代」といる。 同意します。①申込書等に記載された申込者等の氏名、性別、年齢、生年月日、 住所、電話番号(携帯電話番号を含む、以下同じ)、運転免許証等の記号番号、 eメールアドレス、勤務先とその内容、家族構成、住居状況、取引を行う目的、 連絡先 (実家等)、親権者情報等 (これらすべての変更情報を含む) ②本契約に

関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、支払方法、支払口座、契約番 会員番号、有効期限等③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返 済状況(4)本契約に関する申込者等の支払能力を調査するため又は支払途上に おける支払能力を調査するため、申込者等が申告した資産、負債、収入、支出 申込者等が会社に提出した収入証明書の記載事項並びに会社が取得した レジット利用履歴及び過去の債務の返済状況⑤官報や電話帳等一般に公開さ れている情報⑥会社が申込者等に電話等により確認した情報又は申込者等が 会社へお問い合わせ等をされた際に会社が知り得た情報の犯罪による収益の 移転防止に関する法律に基づき、会社が申込者等の運転免許証・パスポート等によって本人確認を行った際に取得した情報®防犯上録画された映像等の情 にようシボケ弾筋をセリラに際にあたけびに関係の例とは映画された映画でがに映画すの情報(2)申込者等は、会社が与信関連業務及び第2条のために、電話、SMS(ショートメッセージサービス)、郵便等の手段により連絡すること又は訪問することに同意します。(3)申込者等は、与信関連業 務及び本人確認のため会社が必要と認めた場合に、会社が市区町村の要求に 従って申込者等の個人情報(入会申込書の写し等)を市区町村に提出の上、申 者等の住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受け、又は 自動車検査証等公的機関が発行する書類を取得し、当該書類に記載されてい る情報を利用することに同意します。(4)申込者等は、申込者等のいずれかに次の状況が発生した場合、会社が次の目的のために、戸籍謄本等公的機関が発 行する申込者等の戸籍に関する情報を、取得し利用することに同意します。① 相続が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して相続 発生の事実並びに相続人の有無及び範囲を確認するため②氏名変更が生じた 状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して申込者等との同一性を確認するため(5)申込者等は、会社が本契約に関する与信関連業務の一 部又は全部あるいは会社の事務を、会社の子会社、関連会社又は提携会社等の 第三者に委託する場合に、会社が本件個人情報を当該委託先に提供し、当該委 託先が委託目的の範囲内で利用することに同意します。(6)申込者等は、本契 約に基づく精算及び当該売買契約等の履行のため、会社が必要と認める場合、 表記販売店に本件個人情報のうち①、②及び③を提供し、表記販売店がそれら を利用することに同意します。(7)申込者等は、本条(1)⑦の本人確認を行う ための情報を、会社及び会社の子会社、関連会社又は提携会社との他の取引に おける本人確認のために利用することに同意します。(8)申込者等は、本契約がオートローン方式による場合には、会社が本件個人情報(個人信用情報を含まない)を、融資を行った提携金融機関(詳細はクレジット中込書のお客様控 え及び別途送付のお支払明細書に記載)に、当該提携金融機関における契約の 与信判断及び与信後の管理のため、提供することに同意します。

第2条(個人情報の与信関連業務以外の利用)

申込者は、会社がクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含 む)、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する事業の次の目的のために、本件個人情報のうち①②③⑥を利用すること及び勧 誘することに同意します。(ア)宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案 内のため(イ)商品開発・市場調査のため(ウ)新商品情報のお知らせ・関連する フターサービスのため(工)会社が委託を受けた事業者の営業に関する宣伝 物・印刷物の送付又は電話等による案内のため

※会社の具体的な事業内容については、会社のホームページ (https://www.uss-ss.net)でお知らせしております。

第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

(1)申込者等は、会社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの がに関する情報のなまなびが加工会員に対する当該情報の延供をまとするものをいい、以下「加盟信用情報機関」という)及び当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関 | という)に照会し、申込者等の個人情報 (同機 関の加盟会員によって登録される情報、同機関が独自に取得・登録する情報を 含む) が登録されている場合には、申込者等の支払能力・返済能力の調査のた 会社がそれを利用することに同意します。(2) 申込者等は、 等に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟信用情報機関に 表に定める期間登録され、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟 会員により、申込者等の支払能力・返済能力に関する調査のために限り、利用 されることに同意します。

会社名項目	株式会社シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)
①本契約に係る 申込みをした事 実	会社が個人信用情報機関に 照会した日から6ヵ月間	照会日から6ヵ月以内
②本契約に係る 客観的な取引事 実	契約期間中及び契約終了後 5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
③債務の支払を 延滞した事実	契約期間中及び契約終了後 5年間	契約継続中及び契約終了後5 年以内

上記項目以外に、登録情報に関する苦情を受け調査中である旨、本人確認資料 の紛失・盗難、与信自粛の申出、その他の本人申告情報が登録されます。(3)加 盟信用情報機関及び提携信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は 次のとおりです。また、会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟 登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

【加盟信用情報機関】 株式会社シー・アイ・シー (CIC:割賦販売法及び貸金業法に基づく指定

信用情報機関)

同の情報(数例) フリーダイヤル0120-810-414 https://www.cic.co.jp/ 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

が旧った ストラエスト 15倍 ○株式会社 日本信用情報機構(11CC:貸金業法に基づく指定信用情報機関) TEL 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/ 〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-

住友不動産上野ビル5号館

提携信用情報機関】 全国銀行個人信用情報センター

TEL 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1 – 3 – 1

(4)本条(3)に記載されている加盟信用情報機関に登録する情報は、氏名、生

年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番 号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、商品名及びその 数量等・回数・期間、支払回数、割賦残高、年間請求予定額、完済予定年月、月々 の支払状況及び解約又は完済等の事実の全部又は一部となります。

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各個人 信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

福州南級機関が開設しているホームペーンとこ見ください。 第4条(個人情報の与信関連業務以外の提供・利用) (1)申込者は、会社が次の場合に本件個人情報のうち①及び②を、保護措置を 講じた上で、会社の子会社、関連会社又は提携会社に電磁的データ等で提供 し、当該子会社、関連会社又は提携会社が利用することに同意します。

)会社と「個人情報の提供に関する契約」を締結した会社の子会社、関連会社 又は提携会社が次の目的により本件個人情報のうち①及び②を利用する場合 1)子会社、関連会社又は提携会社の事業における宣伝物・印刷物の送付又は電 話等による営業案内②子会社、関連会社又は提携会社の事業における市場調 査、商品開発③子会社、関連会社又は提携会社が本契約に付帯する会員特典等 のサービスの履行

なお、子会社、関連会社又は提携会社については、会社のホームページ

(https://www.uss-ss.net) 又は申込書等でお知らせしております。 (2)本条(1)の個人情報の提供及び利用の期間は、原則として、契約期間中及 び本契約終了日から5年間とします。なお、提携会社における個人情報の利用 期間については、提携会社にお問い合わせください。(3)申込者は、会社が、表 記販売店の新商品・サービスに関する情報提供・案内等の目的のために、本件 固人情報のうち①及び②を、保護措置を講じた上で、表記販売店に提供するこ とに同意します。(4)本条(3)の個人情報の提供の期間は、原則として、契約 期間中及び本契約終了日から5年間とします。なお、本条(3)の表記販売店に おける個人情報の利用期間については、表記販売店にお問い合わせください。 第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1) 申込者等は、会社及び第3条で記載する個人信用情報機関並びに第4条 で記載する会社の子会社、関連会社又は提携会社、表記販売店に対して、 さい。(2) 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社は、速やかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正・削除に応じます。

第6条(本同意条項に不同意の場合) 会社は、申込者等が本契約の必要な記載事項(契約書面で申込者等が記載すべ き事項)の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一部を承 認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、申込者が第2 条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に会社が本契約をお断りす

第7条(利用・提供中止の申出)

第2条及び第4条による同意を得た範囲内で会社が申込者の個人情報を利 用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の会 社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。なお、中止の申出を受 けた場合でも、会社が申込者に対して送付する請求書等に同封される宣伝物 や印刷物については送付中止の申出はできないものとします。

第8条(個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口)

個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消 去及び第三者への提供の停止についてのお問い合わせ、その他のご意見の申 出に関しては、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓 口までお願いします

第9条(本契約が不成立の場合)

第10条(本同章条項の変更)

条項は、会社所定の方法により、変更できるものとします。

【個人情報の共同利用について】 会社は、個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき、本件個人情報 を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用について会社のホームペー ジ(https://www.uss-ss.net)への掲載によって公表するものとします。

※個人情報統括管理責任者について

会社は、個人情報を厳重に保護する責任者として、個人情報保護所管部の担当 役員を「個人情報統括管理責任者」に選任しております。

C2023-3

【お問い合わせ・相談窓口等】

1. 売買契約 (車両等) についてのお問い合わせ及びご相談は、表記販売店にご連絡ください。

2.借入委任契約、金銭消費貸借契約、保証委託契約及び立替払契約(お支払)について のお問い合わせ、ご相談については、下記クレジット会社におたずねください。

《個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口》

株式会社USSサポートサービス お客さま相談室

東京都千代田区内神田2丁目12番6号 内神田OSビル5階 電話番号:03-3276-7505

受付時間:9:00~17:30(日祝祭日を除く)

(C0001)

三井住友カード株式会社

自動払込利用申込書(⑩伽) 預金口座振替依頼書

私は、三井住友カード株式会社から請求された金額を私名義の下記預金口座から 預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

お ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	込 番 号 ・ ・ *フリガナ	携帯	•	
(収納企業使用欄 委 託 者	】) コード ■ 顧 客 コ	- k		
3 5 5 5	3 0 0 0			
収納依頼企業名	株式会社USSサポートサービス	料金等の種類	オートローン代金	
収納代行会社	三井住友カード株式会社	振替日(払込日) 27日	(金融機関休業日の場合は翌営業日)	
種目コード 契約種別 コード 1 6 6 3 0	払込先口座番号 00110-5-58830 払込先加入者名 三井住友カード株式会社			¦印(捨印) ⊧銀行を除く
ゆうちょ銀雲の金融機は変化を表現である。	銀 行・信用金庫 信用組合 労働金庫	漁協	支 店 支 所 出張所	金融機関支店コード
支 & 銀機 1.普通		■口座名義人フリガナ	お届出印	
□ ゆ銀 ■通	帳記号(傾肺が結構に訊ください) ■通帳番号(右づめでご記入ください) ※ ※)		◆お届出的
え支払ってください 切手の提出はよま む。)をこえるとき 3.この契約を解約す 会社から請求がた のとして取扱って。 4.この預金口座振号 は迷惑をかけませ	i求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額 (当座貸越を利 は、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。 そとぎは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。尚、この届出 ない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行(金庫・組 さしつかえありません。 着についてかりに約議が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合・	資を預金口座から引落しのう 払戻請求書の提出または小 J用できる範囲内の金額を含 出がないまま長期間にわたり 合)はこの契約が終了したも	金融機関使用欄 検印印鑑照合 受付印 (不備返却事由) 1.預金(貯金)取引なし 3.印鑑相違 2.記載事項等相違 店名、預金種目、口座番号、 通帳記号、通帳番号、口座名義 4.その他()	

この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、不備 返却事由欄の該当項目に○印をつけて速やかに右記へご返送ください。

(不備返却先) 三井住友カード株式会社

決済ビジネス業務センター 口座振替依頼書課

〒105-8625 東京都港区新橋1-8-4 SMBC新橋ビル

引き落とし口座をご登録ください

~お持ちのスマホから~

Web口座振替登録のご案内

- ※契約者ご本人の口座が確認できる通帳、 キャッシュカードをご用意ください。
- 1) 弊社より申込後に、 SMS (ショートメッセージサービス)を送信
- 2) 届いたSMSにあるURLにアクセス
- 3) 認証コード入力 牛年月日4桁(例:1月1日→0101)
- 4) 三井住友カード(株)のサイトへ遷移 画面に沿って必要事項をご入力ください。
- 5)【登録完了】 登録完了画面が表示されれば完了です。

※登録時のご注意

- スマートフォンのみの対応です。
- ・登録の完了日時により、初回の振込開始月がずれることがあります。
- ・金融機関ごとに求められる情報が異なります。 (キャッシュカードの暗証番号、通帳の最終残高など)

Web登録ができない場合は・・・

お届出印

左記の「預金口座振替依頼書」にて お手続きください。

・ご記入事項を訂正される場合は、必ず訂正印 (お届出印)を押印ください。

販売店様へ:口座振替依頼書は申込書と一緒にクレジット会社へ送付ください。

③ クレジット会社 ➡ 金融機関用

お届出印

不要

◎書類の流れ お客様→USSサポートサービス→三井住友カード→金融機関

連帯保証人予定者様へ個人情報の取扱いに関するお知らせ

このたびは連帯保証契約をお申込みいただきありがとうございます。

本書面は連帯保証人予定者様のお手元にて保管ください。

関するご注意 人情報の取扱い

- ①お客様が申込みされ、又は契約された事実に関する情報は、与信判断及び与信後の管理のため、株式会社USSサポートサービスが加 関する個人信用情報機関へ登録され、当該機関の加盟会員及び当該機関と提携する他の個人信用情報機関の加盟会員により利用さ
- ②詳細内容は下記及び裏面の「個人情報の取扱いに関する同意条項」をご確認ください。
- ③販売店ではお客様がお申込みに基づきで記入された個人情報を契約の履行に関する利用以外に新商品・サービスに関する情報提供・ 案内のために利用することがあります。

連帯保証人予定者様へ必ず本書面をお渡しください。

お客様がオートローンのお申込みをされる会社名

株式会社USSサポートサービス

〒476-0005 愛知県東海市新宝町507番地の20

ご契約に関するお問い合わせ・相談窓口は・・・

お客さま相談室

東京都千代田区内神田2丁目12番6号 内神田OSビル5階

電話番号: 03 - 3276 - 7505

受付時間:9:00~17:30(日祝祭日を除く) https://www.uss-ss.net

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

- (1)申込者及び連帯保証人予定者(以下総称して「申込者等」という)は、本 契約(本申込みを含む。以下同じ)を含む株式会社USSサポートサービ ス(以下「会社」という)との取引の与信判断及び与信後の管理(以下「与 個人情報 |という)を、会社が保護措置を講じた上で、以下の条項により 取得・保有・利用することに同意します。
 - (1)申込書等に記載された申込者等の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電 話番号(携帯電話番号を含む、以下同じ)、運転免許証等の記号番号、 eメールアドレス、勤務先とその内容、家族構成、住居状況、取引を行 う目的、連絡先(実家等)、親権者情報等(これらすべての変更情報を含 **t**;)
 - ②本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、支払方法、 支払口座、契約番号、会員番号、有効期限等
 - ③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
 - ④本契約に関する申込者等の支払能力を調査するため又は支払途上に おける支払能力を調査するため、申込者等が申告した資産、負債、収 入、支出、申込者等が会社に提出した収入証明書の記載事項並びに会 (5)申込者等は、会社が本契約に関する与信関連業務の一部又は全部ある 社が取得した、クレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
 - (5)官報や電話帳等一般に公開されている情報
 - ⑥会社が申込者等に電話等により確認した情報又は申込者等が会社へ お問い合わせ等をされた際に会社が知り得た情報
 - ⑦犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、会社が申込者等 の運転免許証・パスポート等によって本人確認を行った際に取得した 情報

⑧防犯上録画された映像等の情報⑨電話の録音等の音声情報

- (2)申込者等は、会社が与信関連業務及び第2条のために、電話、SMS (ショートメッセージサービス)、郵便等の手段により連絡すること又は 訪問することに同意します。
- 信関連業務 という)のため、以下の情報(以下これらを総称して「本件 (3)申込者等は、与信関連業務及び本人確認のため会社が必要と認めた場 合に、会社が市区町村の要求に従って申込者等の個人情報(入会申込書 の写し等)を市区町村に提出の上、申込者等の住民票・住民除票の写し・ 戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受け、又は自動車検査証等公的機関が 発行する書類を取得し、当該書類に記載されている情報を利用するこ とに同意します。
 - (4)申込者等は、申込者等のいずれかに次の状況が発生した場合、会社が次 の目的のために、戸籍謄本等公的機関が発行する申込者等の戸籍に関 する情報を、取得し利用することに同意します。①相続が生じた状況が あると会社が判断した場合、会社が本契約に関して相続発生の事実並 びに相続人の有無及び範囲を確認するため②氏名変更が生じた状況が あると会社が判断した場合、会社が本契約に関して申込者等との同一 性を確認するため
 - いは会社の事務を、会社の子会社、関連会社又は提携会社等の第三者に 委託する場合に、会社が本件個人情報を当該委託先に提供し、当該委託 第3条(個人信用情報機関への登録・利用) 先が委託目的の範囲内で利用することに同意します。
 - (6)申込者等は、本契約に基づく精算及び当該売買契約等の履行のため、会 社が必要と認める場合、表記販売店に本件個人情報のうち①、②及び③ を提供し、表記販売店がそれらを利用することに同意します。
 - (7)申込者等は、本条(1)⑦の本人確認を行うための情報を、会社及び会社

- の子会社、関連会社又は提携会社との他の取引における本人確認のた めに利用することに同意します。
- (8)申込者等は、本契約がオートローン方式による場合には、会社が本件個 人情報(個人信用情報を含まない)を、融資を行った提携金融機関(詳 細はクレジット申込書のお客様控え及び別途送付のお支払明細書に記 載)に、当該提携金融機関における契約の与信判断及び与信後の管理の ため、提供することに同意します。

第2条(個人情報の与信関連業務以外の利用)

申込者は、会社がクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含 な)、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する 事業の次の目的のために、本件個人情報のうち①②③⑥を利用すること及 び勧誘することに同意します。

- (ア)宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内のため
- (イ)商品開発・市場調査のため
- (ウ)新商品情報のお知らせ・関連するアフターサービスのため
- (エ)会社が委託を受けた事業者の営業に関する宣伝物・印刷物の送付又は 電話等による案内のため
 - ※会社の具体的な事業内容については、会社のホームページ (https://www.uss-ss.net)でお知らせしております。

(1)申込者等は、会社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済 能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業と するものをいい、以下「加盟信用情報機関」という)及び当該機関と提携 する個人信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に照会し、申 込者等の個人情報(同機関の加盟会員によって登録される情報、同機関

【以下、裏面に続く】

【表面から続く】

が独自に取得・登録する情報を含む)が登録されている場合には、申込 者等の支払能力・返済能力の調査のために限り、会社がそれを利用する ことに同意します。

(2)申込者等は、申込者等に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事 実が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機 関及び提携信用情報機関の加盟会員により、申込者等の支払能力・返済 能力に関する調査のために限り、利用されることに同意します。

会社名	株式会社シー・アイ・シー	株式会社日本信用情報機構
項目	(CIC)	(JICC)
①本契約に係	会社が個人信用情報機関	
る申込みをし	に照会した日から6ヵ月	照会日から6ヵ月以内
た事実	間	
②本契約に係 る客観的な取 引事実	契約期間中及び契約終了 後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
③債務の支払 を延滞した事 実	契約期間中及び契約終了 後5年間	契約継続中及び契約終了後5 年以内

上記項目以外に、登録情報に関する苦情を受け調査中である旨、本人確認 資料の紛失・盗難、与信自粛の申出、その他の本人申告情報が登録されま す。

(3)加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電 話番号は次のとおりです。また、会社が本契約期間中に新たに個人信用 情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意 を得るものとします。

【加盟信用情報機関】

○株式会社シー・アイ・シー (CIC:割賦販売法及び貸金業法に基づく 指定信用情報機関)

フリーダイヤル0120-810-414 https://www.cic.co.jp/ 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7

新宿ファーストウエスト15階

○株式会社 日本信用情報機構(JICC:貸金業法に基づく指定信用情 報機関)

TEL 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/

〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14

住友不動産上野ビル5号館

【提携信用情報機関】

- ○全国銀行個人信用情報センター TEL 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
- 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
- (4)本条(3)に記載されている加盟信用情報機関に登録する情報は、氏名、 生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等

の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、 商品名及びその数量等・回数・期間、支払回数、割賦残高、年間請求予定 第6条(本同意条項に不同意の場合) 額、完済予定年月、月々の支払状況及び解約又は完済等の事実の全部又 会社は、申込者等が本契約の必要な記載事項(契約書面で申込者等が記載 は一部となります。

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各 個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

第4条(個人情報の与信関連業務以外の提供・利用)

- (1)申込者は、会社が次の場合に本件個人情報のうち①及び②を、保護措置 第7条(利用・提供中止の申出) を講じた上で、会社の子会社、関連会社又は提携会社に電磁的データ等 ます。
- ○会社と「個人情報の提供に関する契約」を締結した会社の子会社、関連 会社又は提携会社が次の目的により本件個人情報のうち①及び②を 利用する場合
- ①子会社、関連会社又は提携会社の事業における宣伝物・印刷物の送付 又は電話等による営業案内
- (2)子会社、関連会社又は提携会社の事業における市場調査、商品開発
- ③子会社、関連会社又は提携会社が本契約に付帯する会員特典等の サービスの履行

なお、子会社、関連会社又は提携会社については、会社のホームページ (https://www.uss-ss.net)又は申込書等でお知らせしております。

- (2)本条(1)の個人情報の提供及び利用の期間は、原則として、契約期間中 及び本契約終了日から5年間とします。なお、提携会社における個人情 第10条(本同意条項の変更) 報の利用期間については、提携会社にお問い合わせください。
- (3)申込者は、会社が、表記販売店の新商品・サービスに関する情報提供・案 内等の目的のために、本件個人情報のうち①及び②を、保護措置を講じ た上で、表記販売店に提供することに同意します。
- (4)本条(3)の個人情報の提供の期間は、原則として、契約期間中及び本契 約終了日から5年間とします。なお、本条(3)の表記販売店における個 人情報の利用期間については、表記販売店にお問い合わせください。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1)申込者等は、会社及び第3条で記載する個人信用情報機関並びに第4 条で記載する会社の子会社、関連会社又は提携会社、表記販売店に対し て、「個人情報の保護に関する法律」に定めるところにより自己に関する 個人情報(登録されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個 人情報)を開示するよう請求することができます。①会社、会社の子会 社又は関連会社に開示を求める場合には、末尾記載の【個人情報の取扱 いに関するお問い合わせ相談窓口】にご連絡ください。開示請求の手続 き(受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等)についてお答えします。ま た、開示請求の手続きについては、会社のホームページでもお知らせし ています。②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の 個人信用情報機関にご連絡ください。③提携会社又は表記販売店に対 して開示を求める場合には、提携会社又は表記販売店にご連絡くださ L1

(2)万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社は、

速やかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正・削除に応じます。

すべき事項)の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部又は一 部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。ただし、申込 者が第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に会社が本契約 をお断りすることはありません。

第2条及び第4条による同意を得た範囲内で会社が申込者の個人情報を で提供し、当該子会社、関連会社又は提携会社が利用することに同意し 利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降 の会社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。なお、中止の申 出を受けた場合でも、会社が申込者に対して送付する請求書等に同封され る宣伝物や印刷物については送付中止の申出はできないものとします。

第8条(個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口)

個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、 消去及び第三者への提供の停止についてのお問い合わせ、その他のご意見 の申出に関しては、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ 相談窓口】までお願いします。

第9条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条及び第3条 (2)①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用さ れますが、それ以外に利用されることはありません。

本同意条項は、会社所定の方法により、変更できるものとします。

【個人情報の共同利用について】

会社は、個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき、本件個人 情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用について会社のホー ムページ(https://www.uss-ss.net)への掲載によって公表するものとし

※個人情報統括管理責任者について

会社は、個人情報を厳重に保護する責任者として、個人情報保護所管部の 担当役員を「個人情報統括管理責任者」に選任しております。

《個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口》

株式会社USSサポートサービス

お客さま相談室

電話番号: 03-3276-7505

受付時間:9:00~17:30 (日祝祭日を除く)

https://www.uss-ss.net